

飯田市かなえ地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 飯田市が設置し、社会福祉法人萱垣会が受託運営する、かなえ地域包括支援センター(以下、「センター」という。)が行う地域包括支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、センターの専門職やその他の事業者が適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場に立って支援をおこなう。

2 事業の実施にあたっては、高齢者ができる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」が適正に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

(センターの名称等)

第3条 支援事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 飯田市かなえ地域包括支援センター

所在地 飯田市鼎西鼎 620 番地 1 アビタシオン水の手 B

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は下記(2)～(4)の職種の何れかを兼務し、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営がおこなわれるよう総括する。

(2) 保健師または経験のある看護師 1名以上(常勤)

(3) 社会福祉士 1名以上(常勤)

(4) 主任介護支援専門員 1名(常勤)

(5) その他常勤職員・非常勤職員を必要置くことができる。

上記(2)～(5)の職員は地区担当者として、二次予防高齢者や一般高齢者の実態把握等、介護予防支援の取組や、各種相談への対応、指定介護予防支援をおこなう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30までとする。
ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容等)

第6条 指定介護予防支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項に記した文書を交付して説明をおこない、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事務所で受け、面談室(相談室)にて面接をおこなうが、居住環境を把握するため、特別な場合を除き家庭訪問による面接を実施する。
- (2) 介護予防サービス計画の作成及び変更、医師、サービス事業者との連絡調整をおこなう。
- (3) 介護保険施設への紹介、その他の便宜提供をおこなう。
- (4) 介護予防サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会によることで差支えないこととする。
- (5) サービス担当者会議の開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス提供事業所内又は利用者宅等とする。会議の形態は、利用者の状態等により適宜適切な方法でおこなう。
- (6) 特段の事情のない限り、3ヶ月に1回利用者の居宅を訪問し利用者に面接する。訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防通所介護事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の状況をモニタリングする。少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (7) 介護予防サービス計画書を作成した際には、当該サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
- (8) 適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活が困難になったと認められる場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援をおこなう。
- (9) 利用者が要介護認定を受けた場合には、居宅介護支援事業所に必要な情報提供をする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第7条 下記の事項について地域包括支援センター運営協議会との協議をおこなう。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターと運営及び評価に関すること

- (3) センターの職員の確保に関すること
- (4) その他地域包括ケアに関すること

(センターの基本機能)

第8条 センターは以下の基本機能を担うものとする。

- (1) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントをおこなう。
- (2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により実態把握の上、必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合的支援・権利擁護)
- (3) 高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- (4) その他の必要な事業をおこなう。

(事業の委託)

第9条 センターは、前条第1号の介護予防支援をおこなうにあたって、介護予防サービス計画の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第10条 センターが介護予防支援をおこなうにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施範囲は、飯田市鼎とする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 センターは担当職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また適切かつ効率的に介護予防サービスを実施できるよう、業務体の整備に努める。

(秘密の保持)

第13条 センターは業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合、並びに別に定める文章(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者において秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た高齢者又は、その家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 14 条 提供した介護介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための職員に対する研修
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

付則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 12 月 23 日から施行する。